

所得税の確定申告と納税は 3月16日までです

正しい確定申告をお早めに

所得税は、あなた自身が所得と税金を計算して納税する申告納税制度をとっています。所得金額や税額を正しく計算し、申告も納税も期限内にお済ませください。

なお、税務署では「自書申告」を推進しておりますので、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」等を利用し、電子または郵送により提出していただくようお願いします。

所得税の確定申告をしなければならない方

- ① 事業所得や不動産所得などがある方で、昨年中の所得の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の額を超える方
- ② サラリーマンで、給与の年収が2,000万円を超える方や、給与所得や退職所得以外の各種所得の合計額が20万円を超える方など

医療費控除を受ける方へ

医療費控除の対象とされる医療費とは、その年中に支払った次のようなものが該当します。

- ① 診察・治療・出産のための診察費用、入院費用
- ② 治療又は療養に必要な薬代（一般の薬局で購入したものもOK）
- ③ 通院や入院のための交通費

なお、これらの支払額のうち、保険金等で補てんされる部分の金額を差し引いたものを医療費の「負担額」として計算します。

あらかじめ、診察・治療・出産などにかかった費用（領収書）を病院ごと等にまとめ、計算しておいてください。そうすれば、申告が早く済みます。

—— 個人事業者の方へ ——

消費税及び地方消費税の確定申告と納税は正しくお早めに

消費税の課税事業者に該当する個人事業者の方の、平成20年分の消費税及び地方消費税の確定申告は、平成21年3月31日(火)が申告・納付の期限となっています。

なお、平成20年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者は、平成22年分の消費税等申告と納税の義務が発生しますから、必要な手続きを速やかにお願います。

贈与税の申告と納税
2月2日(月)～3月16日(月)

個人事業者の消費税・地方消費税
申告と納税 3月31日(火)まで

※申告の書き方などで、お分かりにならないことがありましたら、税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

問い合わせ先： 白 杵 税 務 署 ☎63-8522